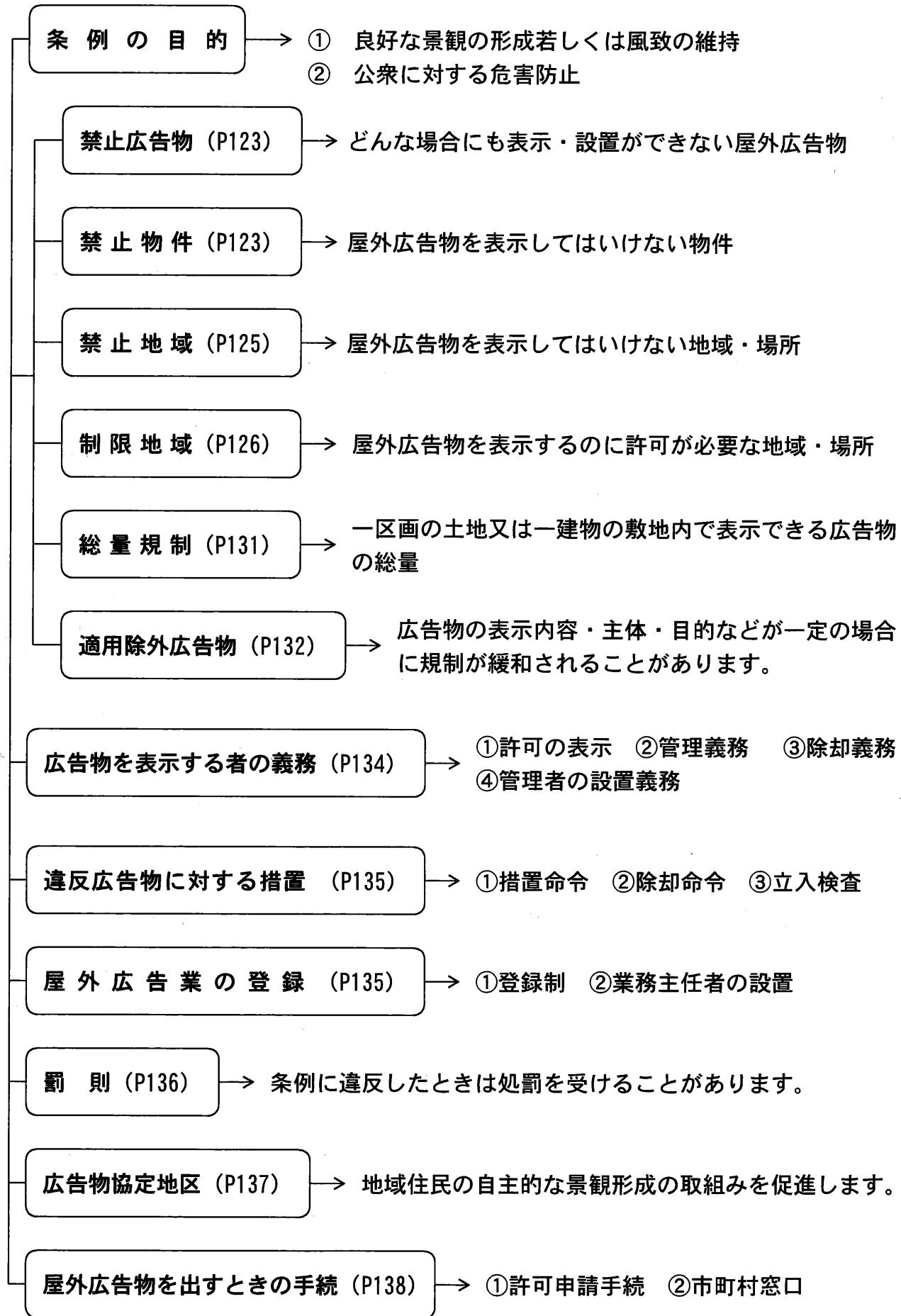


## 付 錄

鹿児島県屋外広告物条例の概要



# 鹿児島県屋外広告物条例の概要



## 禁止広告物

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれがあるもの

## 禁止物件

1 次の物件には原則としてすべての広告物を表示・設置することができません。

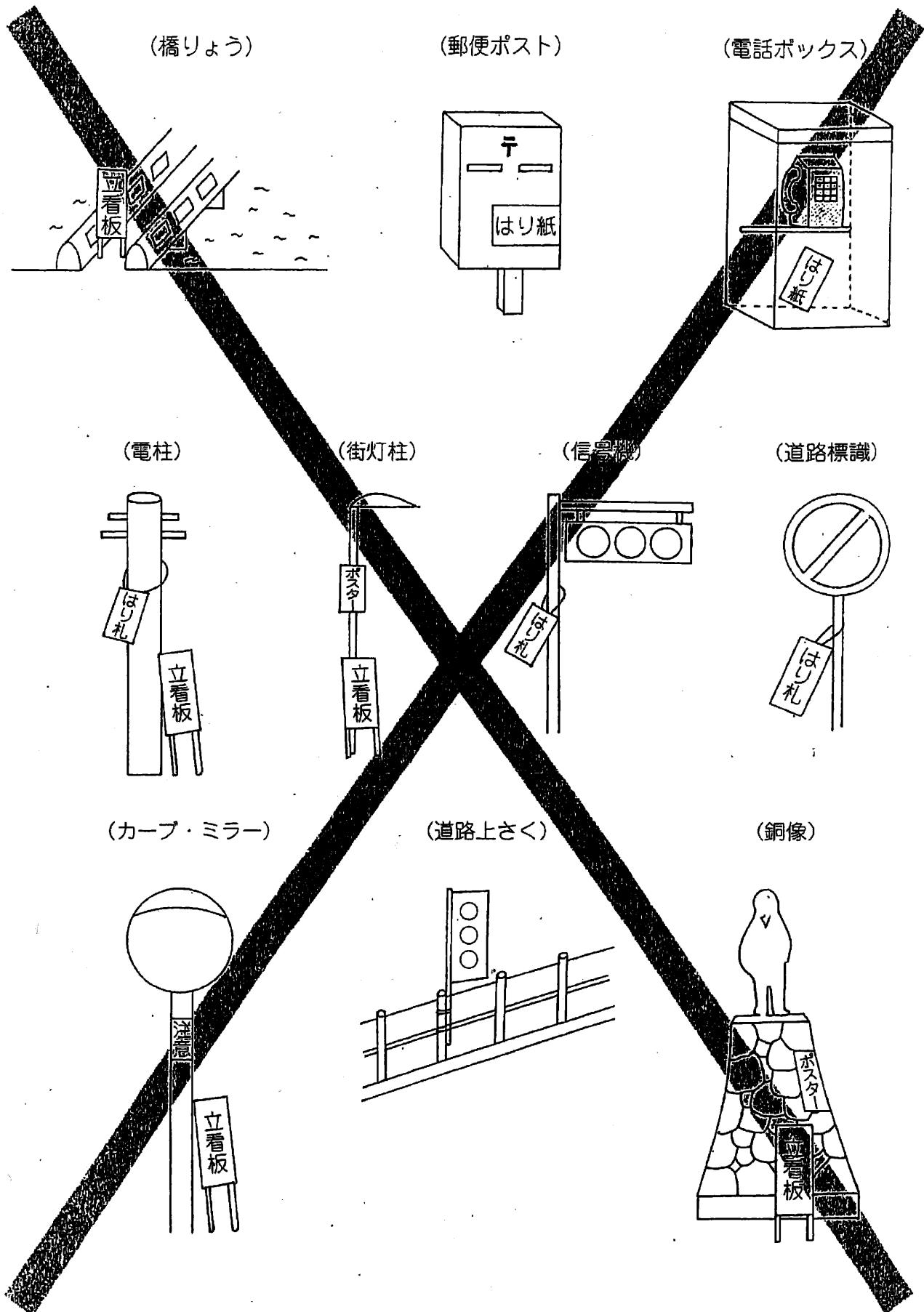
(一部適用が除外されるものがあります。)

- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- (3) 街路樹、路傍樹等
- (4) 信号機、道路標識、道路上のさく、こま止め、里程標、カーブ・ミラー、パーキング・メーターその他これらに類するもの
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱に類するもので知事が指定するもの
- (6) 消火栓、火災報知機、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔及び電線共同溝地上機器
- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- (10) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- (11) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

2 電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの、アーケードの支柱、バス停留所の上屋の支柱には、はり紙、はり札、立看板を掲出することはできません。

3 道路の路面及び屋根には、広告物を表示することはできません。

(禁止物件の規定に違反している例)



## 禁 止 地 域

次のような地域では、原則として広告物を表示することはできません。なお、禁止地域は、第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第3種禁止地域に区分しており、地域によって規制の基準等が異なります。

区 分	地 域 又 は 場 所
第1種	<p>1 森林法により指定された保安林のある地域      2 国立公園、国定公園及び県立自然公園の区域内の特別地域      3 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域      4 知事が指定する区域 道路沿線…両側 100 m以内の区域      　・国道：国道 223 号線の一部      　・県道：県道霧島公園小林線、小林えびの高原牧園線、霧島公園線の全区間、県道隼人加治木線の一部      　・市町村道：霧島市道牧園中央線の全区間及び牧場横瀬線の一部</p>
第2種	<p>1 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域（各地域のうち国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側 20 m以内の区域を除く）、景観地区、風致地区（曾木の滝風致地区）、特別緑地保全地区      2 景観法に基づく準景観地区であって建築物等の規制をする条例により制限を受ける地域のうち知事が指定する区域及び地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域を除く地域で知事が指定する区域      3 文化財保護法により国宝、重要文化財に指定された建造物及びその敷地並びに当該敷地の周囲 5m 以内の地域並びに同法により史跡、名勝若しくは天然記念物に指定又は仮指定された地域並びに伝統的建造物群保存地区      4 県文化財保護条例により指定された建造物及びその敷地、史跡名勝並びにこれらの周囲の 5m 以内の範囲      5 都市公園の区域並びに社会資本整備重点計画法施行令に規定する公園及び緑地の区域      6 知事が指定する公園及び緑地の区域      7 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律により指定された保存樹林のある地域      8 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間並びに道路及び鉄道等で知事が指定する区間 九州縦貫自動車道、東九州自動車道、南九州西回り自動車道      9 道路及び鉄道等に接続する地域（第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域を除く）で、知事が指定する区域      　① 高速自動車国道及び自動車専用道路沿線…両側 500 m 以内の区域      　② 鉄道沿線…両側 100 m 以内の区域      　③ 知事が指定する道路沿線…両側 100 m 以内の区域      　・国道：10,220,226,269,389,448,504 号線の一部      　・県道：川尻浦山川線、長崎鼻公園開闢線、吹上浜公園線、竜郷奄美空港線の全区間、及び岩本開闢線、国分霧島線、指宿鹿児島インター線、隼人加治木線、鹿屋吾平佐多線、東方池田線、鹿児島加世田線の一部      　・市町村道：南さつま市道網揚 1 号線の一部      10 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳等で知事が指定する区域      　① 大隅湖及びその湖畔から 200 m 以内の区域      　② 千貫平自然公園及びその区域に接続する 500 m 以内の区域      11 港湾、漁港、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域      　・鹿児島空港及びその区域に接続する 500 m 以内の区域      　・その他の空港及びその区域に接続する 100 m 以内の区域      　・港湾施設及び港湾用地、漁港施設及び漁港用地、駅前広場の区域      12 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、国立又は公立の病院、公衆便所、古墳、墓地、社寺、教会、火葬場等</p>
第3種	<p>1 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域（各地域のうち国道及び県道の区域並びに国道及び県道の路端から両側 20 m 以内の区域を除く）      2 景観法に基づく地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域で知事が指定する区域</p>

## 制限地域

次の地域で広告物を表示するには、その地域を管轄する市町村長の許可が必要です。なお、制限地域は、第1種制限地域、第2種制限地域及び第3種制限地域に区分しており、地域によって許可基準等が異なります。

区分	地域又は場所
第1種	<p>道路及び鉄道等で知事が指定する区間並びにこれらに接続する地域で、知事が指定する区域</p> <p>① 知事が指定する道路及びこれらの沿線…両側 100 m以内の区域 ・国道 58号のうち龍郷町に属する区間</p>
第2種	<p>1 都市計画法に基づく第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域のうち、一般国道及び県道の区域並びに一般国道及び県道の路端から両側 20 m以内の区域</p> <p>2 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち市に属する地域を除く地域</p> <p>3 景観法に基づく景観計画区域及び地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち市に属する地域を除く地域</p> <p>4 道路及び鉄道等で知事が指定する区間並びにこれらに接続する地域で、知事が指定する区域</p> <p>※ 指定なし</p> <p>5 市及び知事が定める町村の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市 …鹿児島市及び指宿市を除く 17 市</li> <li>・町村 …三島村、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町（24 町村）</li> </ul>
第3種	<p>1 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち市に属する地域</p> <p>2 景観法に基づく景観計画区域及び地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち市に属する地域</p> <p>3 道路及び鉄道等で知事が指定する区間並びにこれらに接続する地域で、知事が指定する区域</p> <p>① 知事が指定する道路及びこれらの沿線…両側 100 m以内の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国道 220号のうち、東串良町、大崎町に属する区間</li> <li>・県道川内加治木線のうち薩摩川内市永利町と同市樋脇町塔之原との境界から始良市蒲生町下久徳と同市住吉との境界までの区間</li> <li>・県道串木野樋脇線のうち薩摩川内市樋脇町市比野字道下 5672 番 4 地先から終点までの区間</li> <li>・県道市比野東郷線のうち起点から県道川内加治木線との交点までの区間</li> </ul>

**制限地域における許可基準  
(許可を受ければ表示できるもの)**

① 野立広告物

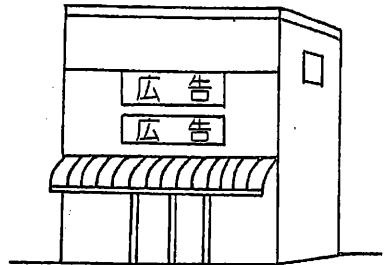
	第1種	第2種	第3種
地上から上端までの高さ	10m以下	15m以下	
表示面積の合計	20m <sup>2</sup> 以内	25m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内



② 壁面広告物

- 同一内容の広告物の表示個数：1壁面につき1個
- 壁面からはみ出さないこと
- 窓等の開口部分をふさいで表示し、又は設置しないこと
- 表示面積：

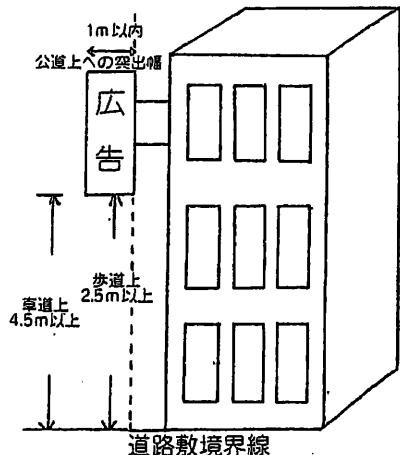
第1種	第2種	第3種
3分の1以内	5分の2以内	



③ 突出広告物

- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m以上  
車道上 4.5m以上
- 1壁面につき2列以内
- 壁面からの突出幅：1.5m以下
- 公道上への突出幅：1m以下
- 広告物の上端が建物の屋上面から上に出ないこと
- 1列1面の表示面積

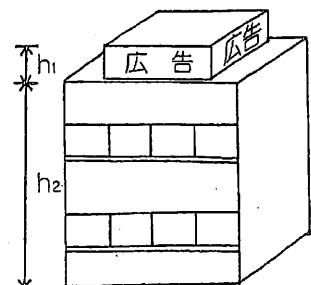
第1種	第2種	第3種
10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内



④ 屋上広告物

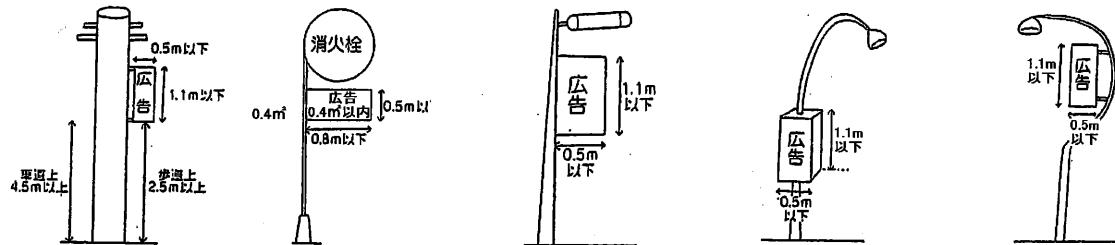
- 広告物は、建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと
- 高さ等の基準は下表のとおり

	第1種	第2種	第3種
広告物の高さ( $h_1$ )	$h_2 \times 2/3$ 以下 かつ10m以下	$h_2 \times 2/3$ 以下 かつ15m以下	$h_2 \times 2/3$ 以下
全体 ( $h_1 + h_2$ )	30m以下	46m以下	
その他の	建物1棟につき1個		—



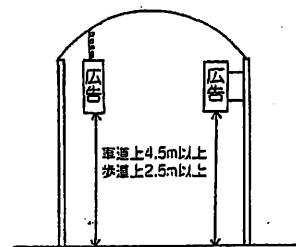
⑤ 電柱、街灯柱、消火栓標識柱のそで付き広告物

- 表示個数：電柱等 1 本につき 1 個
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m 以上  
車道上 4.5m 以上
- 突出幅：横 0.5m 以下、縦 1.1m 以下
- 1 面の表示面積：0.5 m<sup>2</sup> 以内  
(消火栓標識柱のそで付き広告物については、突出幅は横 0.8m 以下、縦 0.5m 以下、1 面の表示面積は 0.4 m<sup>2</sup> 以内)
- 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと
- 街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては同一の規格であること



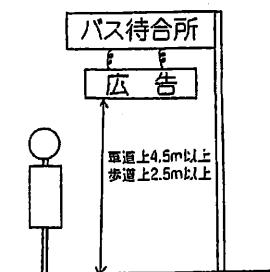
⑥ アーケードのつり下げ又はそで付き広告物

- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m 以上  
車道上 4.5m 以上
- 1 面の表示面積：0.5 m<sup>2</sup> 以内
- 同一アーケードでは、同一の規格であること
- そで付き広告物の表示個数：支柱 1 本につき 1 個



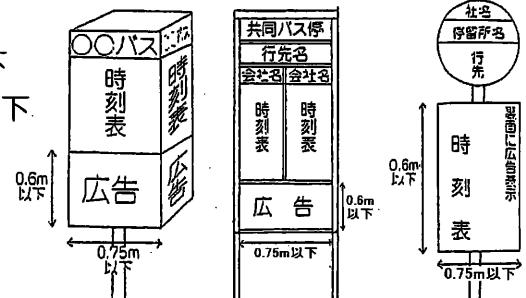
⑦ バス停留所のつり下げ広告物

- 表示個数：上屋 1 棟につき 1 個
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m 以上  
車道上 4.5m 以上
- 1 面の表示面積：0.5 m<sup>2</sup> 以内



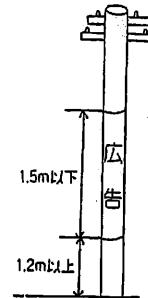
⑧ バス停留所標識広告物

- 標識の 1 面につき、表示部分の高さ：0.6m 以下  
幅：0.75m 以下
- 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと



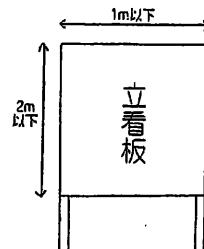
## ⑨ 電柱等巻付け広告物

- 表示個数：電柱等1本につき2個以内  
(2個の場合、同じ高さに巻き付けたものに限る)
- 広告物の縦の長さ：1.5m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：1.2m以上
- 広告物の地色に赤色及び黄色を使用しないこと



## ⑩ 立看板

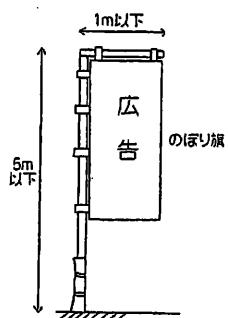
- 表示部分の縦の長さ：2m以下  
幅：1m以下
- 同一の者が表示する立看板相互の距離：5m以上



## ⑪ 広告網

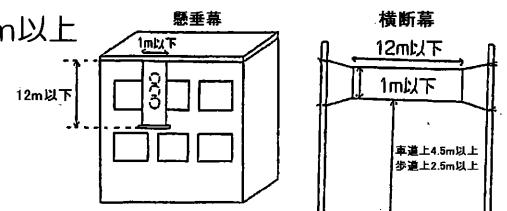
### \*広告旗

- 縦の長さ：5m以下  
幅：1m以下
- 同一の者が表示する広告旗相互の距離：5m以上



### \*懸垂幕、横断幕

- 表示部分の長さ：12m以下  
幅：1m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m以上  
車道上 4.5m以上

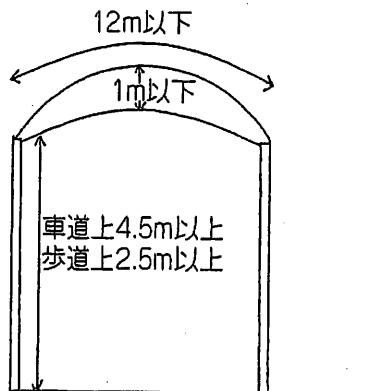


## ⑫ はり紙、はり札

- 表示面積：1枚につき1m<sup>2</sup>以内
- 建物等にのり付けしないもの

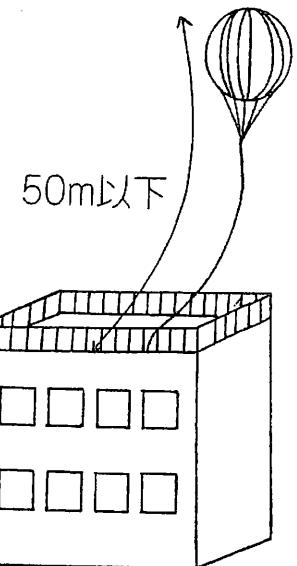
## ⑬ アーチ型広告物

- アーチ全体の長さ：12m以下
- 広告物の縦の長さ：1m以下
- 地上から広告物の下端までの高さ：歩道上 2.5m以上  
車道上 4.5m以上



⑭ 気球広告（アド・バルーン）

- 取付位置が危険物から離れていること
- 気球の高さ：取付位置からの垂直距離が50m以下



(制限地域内における許可基準)

広告物の種類	地域区分 項目	制限地域				
		第1種	第2種	第3種		
野立広告物	地上から広告物上端までの高さ	10m以下		15m以下		
	表示面積の合計	20m <sup>2</sup> 以内	25m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内		
壁面広告物	表示面積	広告物を表示する壁面面積の1/3以内	広告物を表示する壁面面積の2/5以内			
	表示個数	同一内容の広告物は、1壁面につき1個				
		壁面内に収め、はみ出さないこと 窓等の開口部分をふさがないこと				
突出広告物	地上から広告物下端までの高さ	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上				
	1列1面の表示面積	10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内	30m <sup>2</sup> 以内		
	1壁面あたりの列数	2列以内				
	壁面からの突出幅	1.5m以下				
	公道上への突出幅	1m以下				
		広告物の上端が、建物の屋上面から上に出ないこと				
屋上広告物	広告物の高さ	地上から広告物設置箇所までの高さの2/3以下				
		10m以下	15m以下	—		
	地上から頂点の高さ	30m以下	46m以下			
	表示個数	建物1棟につき1個		—		
		建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと				
電柱、街灯柱 又は消火栓標識柱のそで付き広告物	表示個数	1本につき1個				
	地上から広告物下端までの高さ	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上				
	突出幅	横0.5m以下、縦1.1m以下 (消火栓標識柱については、横0.8m以下、縦0.5m以下)				
	1面の表示面積	0.5m <sup>2</sup> 以内 (消火栓標識柱については、0.4m <sup>2</sup> 以内)				
	地色	地色に赤色、黄色を使用しない				
		街灯柱のそで付き広告物については、同一の商店街、通り会等においては、同一の規格				

(制限地域内における許可基準)

広告物の種類	地域区分 項目	制限地域		
		第1種	第2種	第3種
アーケードのつり下端又はそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上		
	1面の表示面積	0.5m <sup>2</sup> 以内		
	表示個数	支柱1本につき1個		
		同一アーケードでは、同一の規格		
バス停留所のつり下端広告物	表示個数	上屋1棟につき1個		
	地上から広告物下端までの高さ	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上		
	1面の表示面積	0.5m <sup>2</sup> 以内		
バス停留所標識広告物	1面の表示部分	高さ0.6m以下、幅0.75m以下		
	地色	地色に赤色、黄色を使用しない		
電柱等巻付け広告物	表示個数	1本につき2個以内 (2個の場合は同じ高さに巻き付けたもの)		
	縦の長さ	1.5m以下		
	地上から広告物下端までの高さ	1.2m以上		
	地色	地色に赤色、黄色を使用しない		
立看板	表示部分	縦2m以下、幅1m以下		
		同一の者が表示する立看板の相互の距離は5m以上		
広告旗	表示部分	縦5m以下、幅1m以下		
		同一の者が表示する広告旗の相互の距離は5m以上		
懸垂幕又は横断幕	表示部分	長さ12m以下、幅1m以下		
	地上から広告物下端までの高さ	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上		
はり紙又ははり札	表示面積	1枚につき1m <sup>2</sup> 以内		
		建物等にのり付けしない		
アーチ型広告物	アーチ全体の長さ	12m以下		
	広告物の縦の長さ	1m以下		
	地上から広告物下端までの高さ	歩道上は、2.5m以上 車道上は、4.5m以上		
気球広告		取付位置が危険物から離れていること		
	気球の高さ	取付位置からの垂直距離は50m以下		

総量規制

広告物を表示する場合、一区画の土地又は一建物の敷地において表示する広告物（野立て広告物、壁面広告物、突出広告物、屋上広告物及び広告網）の表示面積の合計が次の基準を超えないことが必要です。

地域区分 項目	禁止地域			制限地域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
面積	10m <sup>2</sup>	20m <sup>2</sup>	30m <sup>2</sup>	40m <sup>2</sup>	80m <sup>2</sup>	—

## 適用除外広告物

禁止地域、禁止物件及び制限地域の規制対象から除外される広告物があります。

### 1 禁止地域内及び制限地域内で許可手続きを受けずに表示できるもの

- ① 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名、商標、事業や営業の内容を自己の住所、事業所、営業所、作業場等に表示するもの）

項目	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2m <sup>2</sup> 以内	5m <sup>2</sup> 以内		10m <sup>2</sup> 以内	20m <sup>2</sup> 以内	
	広告物の種類ごとに禁止地域内における許可基準（133ページ）を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)	広告物の種類ごとに制限地域内における許可基準（127ページ）を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)				

- ② 管理用広告物（自己の管理する土地若しくは物件に管理上の必要に基づき表示するもの）

項目	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2m <sup>2</sup> 以内			5m <sup>2</sup> 以内		
	広告物の種類ごとに禁止地域内における許可基準（133ページ）を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)	広告物の種類ごとに制限地域内における許可基準（127ページ）を満たすもの (表示面積に関する基準を除く)				
地上から広告物上端までの高さ	野立広告物については5m以下					

- ③ 板塀・シャッター等広告物（工事現場の板塀等の板囲い、店舗、倉庫、車庫のシャッター等に表示するもの）

- ・宣伝用でないこと
- ・直書き（塗料等を直接塗布）又はこれに類する方法で表示するもの
- ・工事現場の板塀等の表示は、工事実行期間内であること
- ・シャッターに管理上の必要から店名等を表示する場合、表示面積は0.5m<sup>2</sup>以内で、かつ、表示箇所は1面につき1箇所

- ④ 自動車広告物

- ・表示は、車両の左右及び前後の側面
- ・面積は、左右の側面各4m<sup>2</sup>以内。前後の側面各1m<sup>2</sup>以内  
(広告宣伝用自動車は、表示面積の合計が、20m<sup>2</sup>以内)
- ・中間色又は同系統の色で、かつ、使用する色の種類が少ないと

## 2 禁止物件に許可を受けずに表示できるもの

- ① 石垣、擁壁類、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、銅像、神仏像、記念碑等に表示する自家用広告物

地域区分 項目	禁 止 地 域			制 限 地 域		
	第1種	第2種	第3種	第1種	第2種	第3種
表示面積の合計	2m <sup>2</sup> 以内	3m <sup>2</sup> 以内	5m <sup>2</sup> 以内			

- ② 禁止物件の所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する場合

- 表示は、管理する物件1件につき1箇所
- 表示面積は、1m<sup>2</sup>以内

## 3 禁止地域内における許可基準（禁止地域内に許可を受ければ表示できるもの）

### ① 自家用広告物

広告物の種類	地域区分 項目	禁 止 地 域		
		第1種	第2種	第3種
野立広告物	地上から広告物上端までの高さ	5m以下		10m以下
	表示面積の合計	3m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内	15m <sup>2</sup> 以内
		表示部分は、回転しないこと		
壁面広告物	表示面積	広告物を表示する壁面面積の1/5以内		広告物を表示する壁面面積の1/3以内
	表示個数	同一内容の広告物は、1壁面につき1個		
		壁面内に収め、はみ出さないこと 窓等の開口部分をふさがないこと		
突出広告物	地上から広告物下端までの高さ	2.5m以上	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上	
	表示面積	1m <sup>2</sup> 以内	2m <sup>2</sup> 以内	10m <sup>2</sup> 以内
	1壁面あたりの列数	1列		2列以内
	壁面からの突出幅	1m以下	1.5m以下	
	公道上への突出幅	突き出さない	1m以下	
		広告物の上端が、建物の屋上面から上に出ないこと		
屋上広告物	広告物の高さ	禁 止	地上から広告物設置箇所までの高さの2/3以下 5m以下	
	地上から頂点の高さ		10m以下 30m以下	
	表示個数		建物1棟につき1個	
			建物の壁面の垂直線から外に突き出さないこと	
街灯柱のそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁 止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上	
	突出幅		横0.5m以下、縦1.1m以下	
	1面の表示面積		0.5m <sup>2</sup> 以内	
	表示個数		1本につき1個	
	地 色		地色に赤色、黄色を使用しない	
			同一の商店街、通り会等においては、同一の規格	
アーケードのつり下げ又はそで付き広告物	地上から広告物下端までの高さ	禁 止	歩道上：2.5m以上 車道上：4.5m以上	
	1面の表示面積		0.5m <sup>2</sup> 以内	
	表示個数		1本につき1個	
			同一アーケードでは、同一の規格	

- ② 案内広告物（道標、案内板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物で、案内のための必要な文字、記号、地図等を表示したもの）

項目 地域区分	禁 止 地 域		
	第1種	第2種	第3種
表示面積 の合計	広告物1個につき1m <sup>2</sup> 以内 (2以上の事業所の共同表示の場合2m <sup>2</sup> 以内)	広告物1個につき2m <sup>2</sup> 以内 (2以上の事業所が共同表示する場合5m <sup>2</sup> 以内)	
地上から広告物上端 までの高さ	2m以下	5m以下	
表示個数	1路線につき1個		
表示条件	設置目的に沿う場所で、事業所等が当該幹線道路に面していないこと		

#### 4 公共広告物

国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物のうち、面積が10m<sup>2</sup>を超えるか、又は高さが5mを超えるものは、事前に届出が必要です。ただし、官公署の建物及び敷地に表示するものは届出の必要はありません。

### 広告物を表示する者の義務

- 1 許可の表示 許可を受けた場合、その旨の表示が必要です。許可の際に交付される証票（ステッカー）は必ず貼付してください。
- 2 管理義務 設置した広告物については、補修その他必要な管理を怠らないように良好な状態に保持しなければなりません。
- 3 除却義務 広告物を表示する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき又は許可が取り消されたときは、当該広告物を除却するとともに、除却をしたときは、管轄市町村に届け出なければなりません。
- 4 管理者の設置義務 許可を受けて表示した広告物（はり紙、はり札、立看板及び広告網を除く。）で、面積が10m<sup>2</sup>を超えるか、又は高さが4mを超えるものは管理者を設置する必要があります。
  - ・管理者の資格…屋外広告士、屋外広告物講習会修了者、職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科）、広告美術仕上げ又は帆布製品製造に係る技能検定合格者・職業訓練修了者、建築士、電気工事士、電気主任技術者免状保持者他

※ 平成28年4月1日以降は、上記資格要件から屋外広告物講習会修了者が除かれます。

- ・管理者の行う業務等…日常の点検・補修、安全点検結果報告書(更新許可申請時に添付)作成、管理者変更の届出、許可広告物の滅失届出 他

## 違反広告物に対する措置

- 措置命令** 禁止広告物の規定や管理義務に違反している場合は、改修、移転、修繕等の措置が命ぜられることになります。
- 除却命令** 禁止地域、禁止物件、制限地域の規定に違反している場合、除却義務に違反している場合、措置命令に従わない場合等は、除却等の措置が命ぜられることになります。
- 立入検査** 市町村長等は、条例の施行上必要な範囲において、広告主や広告物の管理者から資料等の提出を求め、又は広告物のある土地や建物に立入検査をすることができます。

## 屋外広告業の登録

屋外広告業を営もうとする方は、知事の登録を受けなければなりません。

(登録手続きの受付は県庁都市計画課です。)

なお、屋外広告物に係る法令等の違反があったり、業務主任者を選任できない場合などにおいては、登録が拒否されることがありますので御注意ください。

また、登録業者は、屋外広告業者登録簿に登録され、県庁都市計画課での一般の閲覧が可能となります。(県のホームページで公開しています。)

### 1 登録業者の義務

- 登録事項に変更が生じた場合、または廃業等があった場合は届出が必要です。
- 営業所ごとに、業務主任者を選任しなければなりません。
- 営業所ごとに、屋外広告業者登録票を掲示しなければなりません。
- 営業所ごとに、屋外広告物台帳(磁気ディスク等でも可)を作成しなければなりません。

### 2 業務主任者になるための資格

- 本県が開催する講習会の修了者
- 屋外広告士
- 他の都道府県、指定都市又は中核市が開催する講習会の修了者
- 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所有者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 知事が、上記(1)～(4)と同等以上の知識を有すると認定した者

### 3 業務主任者の業務内容

- (1) 屋外広告物に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 屋外広告物等の施工、設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 屋外広告物台帳の記載に関すること。
- (4) その他、業務の適正な実施の確保に関すること。

### 4 登録の取消しと営業停止について

- (1) 次のいずれかに該当する場合などにおいて、登録の取消しや営業停止が命ぜられることがあります。
  - ア 不正の手段により、登録を受けたとき。
  - イ 業務主任者を選任していないとき。
  - ウ 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
  - エ 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 登録の取消し、又は登録期間の満了時において、屋外広告業者登録簿から抹消されます。
- (3) 登録の取消しや営業停止があった場合には、屋外広告業者監督処分簿に登載されます。（県庁都市計画課において、一般の閲覧に供されます。）

### 5 報告及び検査

知事は、必要があるときは、屋外広告業者に営業についての必要な報告を求め又は営業所に立ち入って帳簿、書類等の検査をすること等ができます。

## 罰則

条例に違反した場合、罰金刑に処せられことがあります。

- 1 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金…登録を受けずに屋外広告業を営んだとき  
不正手段により登録を受けたとき  
営業停止命令に違反したとき
- 2 50万円以下の罰金…除却命令に従わなかったとき
- 3 30万円以下の罰金…禁止地域・禁止物件、制限地域の規定に違反して広告物を表示したとき  
広告物を変更、改造するときに許可を受けなかったとき  
広告物を除却すべきときに除却しなかったとき  
措置命令に従わなかったとき  
登録事項に変更があった場合に、届出をしなかったり、虚偽の届出をしたとき  
業務主任者を選任しなかったとき
- 4 20万円以下の罰金…立入検査等の拒否等

- 5 5万円以下の過料…廃業等の届出を怠ったとき
- 標識を掲示しないとき
- 帳簿について、備付け、虚偽の記載又は保存をしなかったとき

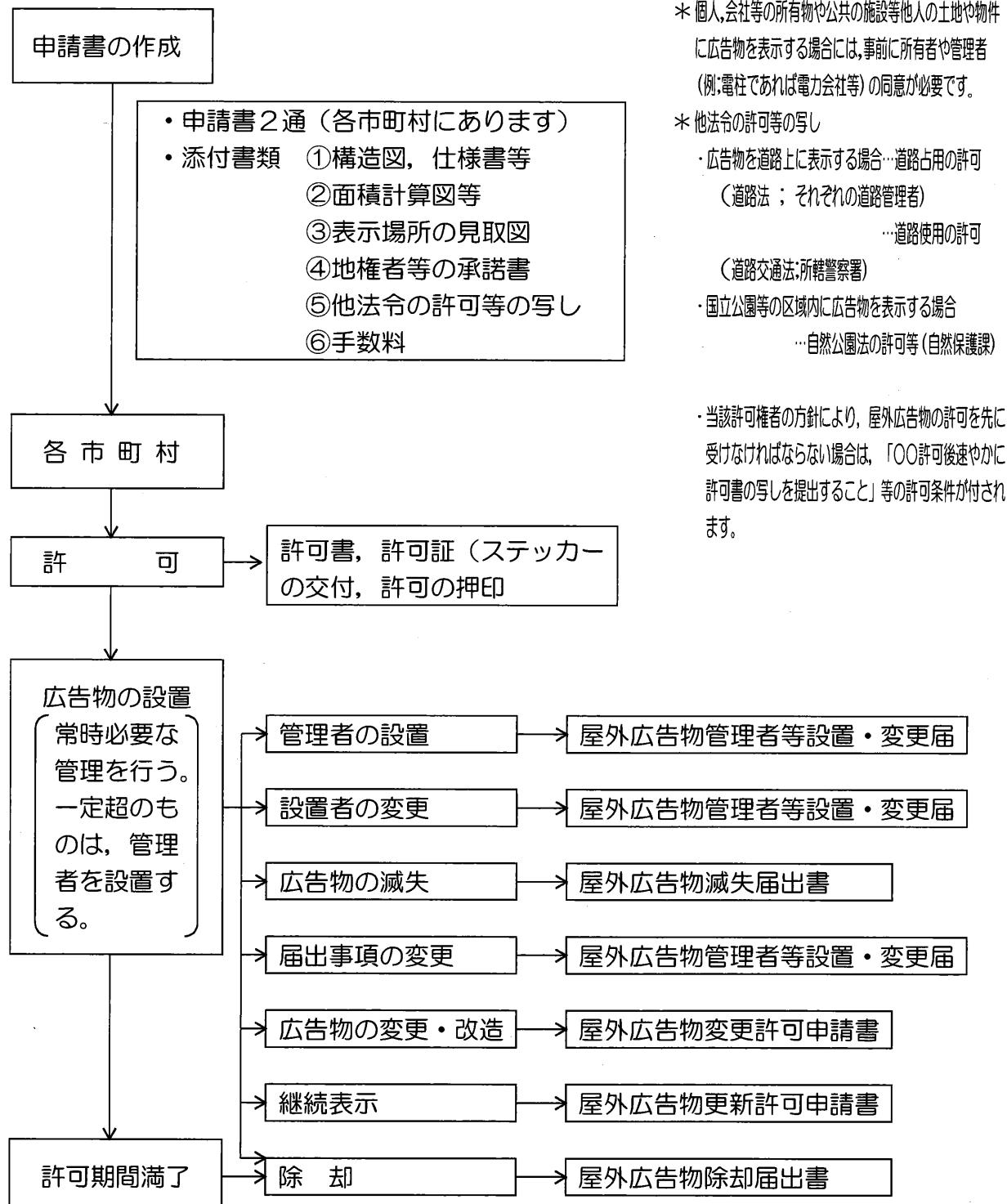
## 広告物協定地区

地域住民の自主的な景観形成の取組みを促進するため、広告物の表示方法等に関し、地域住民の合意が得られ、広告物協定が締結された場合、申請に基づき当該協定を知事が認定します。

- 1 協定を締結できる土地の区域…町内会、商店街、神社等の特徴的な施設の周囲等の一団の土地
- 2 協定を締結できる者…1の区域内の土地や建物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者
- 3 認定の効果…条例の規定の範囲内で広告物に関する基準を地域住民が自主的に定められます。  
　　景観アドバイザーを派遣し、地域の景観づくりを支援します。

## 許可申請手続

制限地域等に広告物を表示する場合には、表示場所所在の市町村（P139参照）に許可申請書を提出し、許可を受けて下さい。



## 市町村窓口一覧

屋外広告物の許可等に関する事務は、表示・設置場所を管轄する市町村で行っております。  
ただし、指宿市で屋外広告物を表示等される場合は、平成19年10月1日から指宿市屋外広告物条例による規制・基準が適用されております。

平成27年4月1日現在

取扱窓口		電話番号	郵便番号	所在地
市町村名	所管課			
鹿屋市	都市政策課	0994-43-2111	893-8501	鹿屋市共栄町20-1
枕崎市	建設課	0993-72-1111	898-8501	枕崎市千代田町27
阿久根市	都市建設課	0996-73-1211	899-1696	阿久根市鶴見町200
出水市	都市計画課	0996-63-2111	899-0292	出水市緑町1-3
指宿市	都市整備課	0993-22-2111	891-0497	指宿市十町2424
西之表市	建設課	0997-22-1111	891-3193	西之表市西之表7612
垂水市	土木課	0994-32-1111	891-2192	垂水市上町114
薩摩川内市	都市計画課	0996-23-5111	895-8650	薩摩川内市神田町3-22
日置市	建設課	099-273-2111	899-2592	日置市伊集院町郡一丁目100
曾於市	建設課	0986-76-8811	899-8692	曾於市末吉町二之方1980
霧島市	都市計画課	0995-45-5111	899-4394	霧島市国分中央三丁目45-1
いちき串木野市	都市計画課(市来庁舎)	0996-36-3111	899-2192	いちき串木野市湊町一丁目1
南さつま市	都市整備課	0993-53-2111	897-8501	南さつま市加世田川畠2648
志布志市	建設課	099-474-1111	899-7492	志布志市有明町野井倉1756
奄美市	都市整備課	0997-52-1111	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8
南九州市	都市計画課	0993-83-2511	897-0392	南九州市知覧町郡6204
伊佐市	建設課(菱刈庁舎)	0995-23-1311	895-2701	伊佐市菱刈前目2106
姶良市	都市計画課	0995-66-3111	899-5492	姶良市宮島町25
三島村	経済課	099-222-3141	892-0821	鹿児島市名山町12-18
十島村	土木交通課	099-222-2101	892-0822	鹿児島市泉町14-15
さつま町	建設課	0996-53-1111	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2
長島町	景観推進課	0996-86-1111	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1
湧水町	都市計画課(栗野庁舎)	0995-74-3111	899-6292	姶良郡湧水町木場222
大崎町	建設課	099-476-1111	899-7305	曾於郡大崎町仮宿1029
東串良町	建設課	0994-63-3131	893-1693	肝属郡東串良町川西1543
錦江町	建設課	0994-22-0511	893-2392	肝属郡錦江町城元963
南大隅町	建設課	0994-24-3111	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226
肝付町	建設課	0994-65-2511	893-1207	肝属郡肝付町新富98
中種子町	建設課	0997-27-1111	891-3692	熊毛郡中種子町野間5186
南種子町	建設課	0997-26-1111	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1
屋久島町	建設課(宮之浦支所)	0997-42-0100	891-4292	熊毛郡屋久島町宮之浦1593
大和村	建設課	0997-57-2111	894-3192	大島郡大和村大和浜100
宇検村	建設経済課	0997-67-2211	894-3392	大島郡宇検村湯湾915
瀬戸内町	建設課	0997-72-1111	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23
龍郷町	地域整備課	0997-62-3111	894-0192	大島郡龍郷町浦110
喜界町	建設課	0997-65-1111	891-6292	大島郡喜界町湾1746
徳之島町	建設課	0997-82-1111	891-7101	大島郡徳之島町亀津7203
天城町	建設課	0997-85-3111	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1
伊仙町	企画課	0997-86-3111	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842
和泊町	土木課	0997-92-1111	891-9192	大島郡和泊町和泊10
知名町	建設課	0997-93-3111	891-9295	大島郡知名町知名307
与論町	建設課	0997-97-3111	891-9301	大島郡与論町茶花32-1

(参考) 鹿児島市の屋外広告物の許可等に関する事務は、鹿児島市都市景観課で行っています。

(〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 電話099-216-1425 直通)